

○現在，登記名義人が持っている登記済証（権利証）はどのようなようになるのですか？

（情報番号 1 3 3 2 全 1 頁）

新法の経過規定において，現在の登記済証（権利証）は，これまでどおり登記の申請に用いることができることとされています。したがって，現在，登記名義人が持っている登記済証（権利証）は，新法施行後も，書面申請において，添付書面として利用することができます。